

【助成要綱】

《対象団体》

大阪市内で活動している「子どもの貧困、虐待の防止、虐待を受けた子どものケア」に関する地域における活動を行っている団体やグループ(法人格の有無を問わない。任意団体も対象とする。個人や営利企業は対象外)に対して支援を行う。

《事業の対象》

- (1) 広く児童の虐待防止に関わる活動
- (2) 社会的養護関係施設入所児童、生活困窮世帯・ひとり親世帯を支援する活動 等

《具体的な活動内容》

- (1) 子どもの虐待防止 …虐待防止プログラムの普及や、かつて虐待を受けた子どもの支援活動等
- (2) 子どもの貧困改善のプラットフォーム構築
- (3) 生活支援 …生活困窮世帯等の子どもの居場所づくり、こども食堂支援
- (4) 社会的養護関係施設の改善 …入所児童の処遇環境改善、施設の地域貢献活動等
- (5) 経済的支援 …生活困窮世帯等の子どもの進学支援、社会的養護施設退所時の進学・生活支援等
- (6) 保護者の就労支援 …生活困窮世帯等の親の就業の支援
- (7) 教育支援 …就学援助、奨学金支援、学習支援

《対象費目》

- (1) 拠点整備費
- (2) 備品整備費
- (3) 会場費・会議費
- (4) 旅費交通費
- (5) 通信運搬費
- (6) 印刷消耗品費
- (7) 人件費、謝金
- (8) その他、上記の《具体的な活動内容》に沿った費目

※ただし、以下の費目については対象としない。

- ・団体の活動維持が目的であると判断されるもの
- ・子どもの貧困及び虐待防止等に係る事業に直接関わると判断できないもの

《助成による事業実施》

2019年8月～2020年3月末までに実施される活動を原則とする。
ただし事業実施にあたっては、2020年7月末まで期間の延長を認める。

《助成枠および助成額》

助成枠 3,330万円

助成率は、事業費総額の100%。ただし、1団体あたりの上限額は300万円、下限額は10万円とする。

《助成申請受付期間》

2019年9月2日(月)から10月11日(金)まで

- ・「2019年度子どもの貧困、虐待の防止、虐待を受けた子どものケアに関する助成申請書」(様式1)1部(添付書類を含む)を本会に提出すること。

◎添付書類

[すべての団体]

- ・会則・定款等
- ・団体の活動実績がわかる書類(様式は問いません)
- ・子どもの貧困、虐待の防止、虐待を受けた子どものケアに関する助成申請事業の収支見込み(様式2)

[上記、《対象費目》のうち、(1)拠点整備費・(2)備品整備費・(3)会場費・会議費を含む助成を希望する団体]
・見積書・カタログ等(申請段階では一業者の見積りで可、インターネットの販売サイトの画面の印刷でも可)

《助成事業の報告について》

助成先ごとに、指定の様式により、団体名、活動名、活動の目的、活動の対象者と対象人数、助成金の使途内訳、具体的な活動内容を、事業の決算報告と活動写真を添えて報告することとする。

報告は、2020年3月初旬までに中間報告として本会に提出し、最終報告を2020年7月末までに本会へ提出する。

なお、本会に提出された報告は、中央共同募金会を通じ、寄付者に報告される。

子どもたちからのありがとうメッセージや写真、活動レポートなどの提出にご協力いただけるよう配慮していただきたい。

<問い合わせ先・書類提出先>

社会福祉法人大阪府共同募金会事務局

〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54

大阪社会福祉指導センター2F

TEL 06-6762-8717 FAX 06-6762-8718

E-mail ai-kibou@akaihane-osaka.or.jp

受付は、祝・祭日を除く月～金曜日の9:00～17:30